

令和 5 年
岡崎市議会文教経済常任委員会記録

令和5年3月10日（金曜日）

本日の出席委員（9名）

委 員 長	畑 尻 宣 長
副 委 員 長	原 田 範 次
委 員	大 原 昌 幸
同	三 塩 菜 摘
同	近 藤 敏 浩
同	井 町 圭 孝
同	磯 部 亮 次
同	三 宅 健 司
同	中 根 武 彦

欠席委員（なし）

傍聴議員（11名）

議 長	杉 浦 久 直
副 議 長	鈴 木 英 樹
	柳 賢 一
	前 田 麗 子
	酒 井 正 一
	廣 重 敦
	土 谷 直 樹
	野 島 さつき
	青 山 晃 子
	佐 藤 哲 朗
	鈴 木 静 男

説明のため出席した者

副 市 長	山 本 公 徳
教 育 長	安 藤 直 哉
社会文化部長	安 藤 治 樹
こども部長	鈴 木 滋 幸
経済振興部長	鈴 木 洋 人
経済振興部 技術担当部長	鈴 木 康 弘
教育委員会事務局 教育部長	河 合 剛 志

教育委員会事務局 教 育 監	山 本 則 夫
社会文化部次長 兼文化振興課長	鈴 木 智 子
社会文化部次長 兼市立中央図書館長	鍋 田 志 郎
こども部次長 兼家庭児童課長	鈴 木 ますみ
こども部次長 兼こども発達相談 センター所長	杉 浦 基 司
経済振興部次長 兼観光推進課長	加 藤 健一郎
経済振興部次長 兼農務課長	正 村 保
経済振興部次長 兼農地整備課長	牧 野 泰 司
教育委員会事務局 教育部次長 兼施設課長	二 村 雅 志
教育委員会事務局 教育部次長 兼社会教育課長	福 澤 純 子
スポーツ振興課長	山 田 能 正
体 育 館 長	五十嵐 千 草
多様性社会推進課長	三 浦 健 仁
生涯学習課長	加 藤 恭 典
美術博物館長	前 島 豊
地域文化広場館長	三 宅 葉 子
こども育成課長	谷 端 健 司
子育て支援室長	松 澤 真由美
保 育 課 長	大須賀 秀 樹
商工労政課長	木和田 佐奈枝
森 林 課 長	畔 柳 久 司
中山間政策課長	小 林 哲 夫
教育委員会事務局 教育政策課長	田 中 典 子
学 校 給 食 センター所長	宮 瀬 和 之

教育委員会事務局 学校指導課長	熊谷清一
教育相談 センター所長	小田英宣
農業委員会 事務局次長	牧野徳之

職務のため出席した者

議会事務局長	近藤秀行
議会事務局次長 兼議事課長	青木善信
議事課副課長	畔柳康弘
議事課 議事係係長	近藤景介
総務課主査	長坂香里
議事課主事	田中義了
議事課主事	山崎元宝

午前9時30分開会

○委員長（畑尻宣長） 出席委員が定足数に達していますので、ただいまから文教経済委員会を開会します。

○委員長（畑尻宣長） 本日の議題は、3月2日の本会議で本委員会に付託された議案3件、送付された陳情1件の審査です。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第1号の2「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」を議題とします。

本件について、御意見の陳述を願います。

井町委員。

○委員（井町圭孝） ただいま議題の陳情1の2、小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求める陳情について、民政クラブの意見を申し上げます。

陳情項目は、ワクチン接種後の正確な心筋炎・心膜炎リスクを注意喚起するための具体的な措置を講じてください、とmRNA新型コロナワクチン接種後の小児については、長期の経過観察ができる仕組みを学校や医療施設、児童福祉施設などの公的機関で整えてください、です。

新型コロナウイルスワクチン接種後については、副反応として痛みや発熱などの症状や、ごくまれに心筋炎・心膜炎を疑う事例が報告されています。

一方で、新型コロナウイルスに感染した場合のリスクに鑑みれば、医学的な見地からもワクチン接種は有効であるとも言われています。その上で、新型コロナウイルスワクチンの小児への接種は努力義務とされており、接種は強制ではなく、最終的にはあくまでも保護者と御本人が納得した上で接種を御判断いただくことになります、と岡崎市ホームページには記載されています。

岡崎市のホームページや厚生労働省のパンフレットには、心筋炎や心膜炎のリスクにも触れており、さらに多くの情報が得られるよう、本市のホームページには厚生労働省へのリンクの張りつけやパンフレットにもQRコードの貼付けもされており

ます。

また、学校や福祉施設においては、ワクチン接種の有無に限らず、子供たちの健康状態など、常に状況把握に努めているものと受け止めています。こういった状況から、陳情内容については十分に対応できているものと考えます。

以上です。

○委員長（畑尻宣長） 近藤委員。

○委員（近藤敏浩） ただいま議題となっております陳情、「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、本委員会に付託された部分に対し、チャレンジ岡崎の意見を申し上げます。

陳情は、mRNA新型コロナワクチン接種後の小児については、長期の経過観察ができる仕組みを学校、児童福祉施設などの公的機関で整えることを求めています。所管課によれば、通常、学校、放課後児童クラブ、保育所においては、小児が体調不良であれば、必要に応じて医師の診察を受けさせる体制となっており、また本人や保護者より体調の悪化が予想されるとの申出がある場合、特に注意を払うものであります。

陳情が示す長期がどの程度かは不明ですが、厚生労働省が提示する4日間程度の経過観察ができる仕組みが整っていると言えます。

ただし、本人や保護者がmRNA新型コロナワクチン接種の事実を伝え、体調の変化に特に注意を払う必要を申し出たにもかかわらず、学校等が応じない場合においては、個別の問題として所管課には指導を行っていただくことをお願いいたします。

以上です。

○委員長（畑尻宣長） 大原委員。

○委員（大原昌幸） 陳情第1号「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、意見を申し上げます。

今回、岡崎市民病院の複数の医師の方々が連名で作成した論文が、昨年、海外の学術誌に掲載さ

れました。論文の主な内容としましては、10歳代へのmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎の発症割合につきまして、厚生労働省では発症割合を0.00037%と発表しておりますが、本市の市民病院でのデータを基にした試算では、二つゼロが少ない0.022%と推定されておりました、言い方を変えますと、心筋炎・心膜炎の発症割合は100万人当たり3.7人ではなく、1万人当たり2.2人ではないのかといった指摘がなされていることや、2回目の新型コロナワクチン接種後に心筋炎・心膜炎を発症する割合が高いことと、発症は女性よりも特に男性の方が多いこと、コロナワクチン接種後の心筋炎は軽度のようなものであるが、これを確認するにはさらなる研究が必要なことなどが記されております。

この論文の文章につきましては、現在インターネットにて英語文で書かれたものを読むことができますが、まずは日本語版を岡崎市民及び日本国民向けに発信することを希望いたします。

以上になります。

○委員長（畑尻宣長） 三塩委員。

○委員（三塩菜摘） 陳情第1号「小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求めることについて」、本委員会所管分について、三塩菜摘の意見を申し上げます。

本陳情は、コロナワクチン接種の副反応の中でも心筋炎など命に関わる症状について、接種を判断する小児やその保護者に対して、具体的な症例の開示等を用いてワクチン接種の正確な注意喚起の具体的な措置について講じること、また接種後の小児が長期観察できる仕組みを公的機関で整えてもらいたいという内容だということは理解いたしました。

新型コロナウイルスの副反応に関する情報につきましては、本市におきましても、接種を判断するに至って必要な情報を提供されており、十分に対応できていると考えております。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 原田委員。

○委員（原田範次） ただいま議題の陳情1の2、小児のmRNA新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎に関する市民への注意喚起を求める陳情について、自民清風会の意見を申し上げます。

陳情事項には、「mRNA新型コロナワクチン接種後の小児については、長期の経過観察ができる仕組みを学校や医療施設、児童福祉施設などの公的機関で整えてください」とあります。

新型コロナワクチン予防接種についての説明書には、新型コロナワクチンの接種対象となっている5歳から11歳のお子様の保護者の方へ、ワクチン接種には保護者の同意と立会いが必要。接種を希望する場合、予診票の署名欄に保護者の氏名を記入してください。接種を希望されない場合には、自署欄には何も記載しないでください、予診票に保護者の署名がなければ予防接種はできません。疑問などがあれば、あらかじめ国や市町村からの情報を御覧いただくか、かかりつけ医などによく御相談いただき、接種の御判断をお願いします、以上の注意喚起がされています。

我が子を思う気持ちが、接種後の不安を少しでも軽くする体制づくりを希望されていると理解をいたします。しかし、現状では学校等での児童生徒がワクチン接種を行ったか把握できる体制になっていません。学校では、普段から児童の健康観察を実施されておりますし、ワクチン接種後の経過観察について、保護者から個別に相談があれば対応を検討すると聞いております。御心配がある場合には、学校に御相談をください。

以上です。

○委員長（畑尻宣長） 御意見の陳述は終わりました。

ただいま審査した陳情第1号の2は、意見を付して議長に報告したいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（畑尻宣長） 御異議はなしと認めます。

よって、そのように決定しました。

暫時、休憩いたします。

午前9時38分休憩

午後2時55分再開

○委員長（畑尻宣長） それでは、文教経済委員会を再開します。

議案の審査を行います。

なお、議案の審査における説明は本会議で終わっていますので、これより質疑を行います。

あらかじめ、執行部の皆様をお願いします。発言をする際は、必ず発言要求ボタンを押し、挙手をしてから職名を申し出てくださいますよう御協力をお願いします。

初めに、第9号議案「岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本件について、御質疑はありませんか。

中根委員。

○委員（中根武彦） 第9号議案についてお伺いをしますが、まず概要についてお聞かせをください。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正につきましては、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について、基準となる告示が一部改正されたことに伴い、条例で定める認定の要件を見直すものでございます。

内容としましては、送迎用バスなどでの幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務づけ、職員の配置基準の特例の2点でございます。

まず1点目でございますが、昨年9月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園で起きた送迎バスの園児置き去り事案による告示改正を受け、本条例においても告示と同様に、園児の通園や園外活動などのために自動車を運行する場合の園児の所在確認義務や車内の園児の見落としを防止する装置を設置し、園児の降車時の所在確認義務等を加えるものでございます。

次に、2点目、附則第8項関係となりますが、認定こども園に配置しなければならない保育士の

人数について、告示と同様に1人に限り看護師等をもって変えることができるものとするものでございます。

豊富保育園、形埜保育園のような保育所型認定こども園のほか、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園が新たに参入する際には、今回の改正による要件により認定することとなります。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 井町委員。

○委員（井町圭孝） それでは、まず安全装置に関することについて何点かお伺いをします。

安全装置はどのような機器が認められているのかということ、そして装置を選ぶのは園で決めるのか、そしてその安全装置の価格帯は幾らぐらいか。

あと、事故を起こした園でもルールはありましたが、それが徹底できていませんでしたので、ルールを徹底させるための指導及びチェック体制があるのか、お聞かせください。

それから最後、認定こども園の通園バスの安全装置取付けに関する補助はどこが実施するのか、お聞かせください。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 安全装置につきましては、国土交通省が令和4年12月20日に策定、公表した送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合するものであることが求められており、その適合の有無については、公益財団法人日本自動車輸送技術協会が評価しております。

安全装置の適合リストについては、内閣府のホームページに掲載されておりまして、この公表されたリストからどの安全装置を選択するかは、各園に委ねられております。

価格につきましては、公表されたリストに記載されている製造メーカーにより異なりますが、3月3日時点の資料によりますと、本体価格のみで6万円から14万円台でございます。

現在、本市が管轄する保育所及び認可外保育施設のうち、送迎バスを有しているのは認可外保育

施設1施設のみとなります。当該施設においては、9月に認可外保育施設を対象とした送迎バスの利用に関する緊急点検を実施した際、送迎バスを稼働させていないことを確認しておりますが、今後、稼働させていきたい旨を施設側に確認しておりますので、利用の開始に当たり、国のこどものバス送迎・安全徹底マニュアルが徹底されますよう、実地検査を含め指導をしてまいりたいと考えております。

補助の実施は、国が1施設当たり18万円を全額補助するものでございます。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 井町委員。

○委員（井町圭孝） 最後の質問になりますが、条文に加えられました看護師等というところがありますが、看護師等をもって変えることができることとなった背景についてお聞かせください。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 従来から保育所においては、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令、附則第2項の規定により、経過措置として乳児4人以上を入所させる保育所に限り、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができることとされており、幼保連携型認定こども園においては、この取扱いを踏まえ、国の通知において同様の措置が行われてきた経緯がございます。

今般、保育所において少子化の進行などにより、入所する乳児の数が4人付近となるケースが増えておりまして、看護師等の処遇が乳児1人の入退所に左右され、安定しないとの指摘等を踏まえ、保育所においては、国の改正省令により保育の質を担保しつつ、入児の在籍人数の要件を撤廃するための改正が行われたところでございます。

この改正を受けまして、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、国の基準である就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する告示において、国

において同様の改正が行われたことから、本改正に基づき、本市の条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

中根委員。

○委員（中根武彦） 第9号議案「岡崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について」、自民清風会の意見を申し上げます。

昨年の秋に発生した幼保連携型認定こども園の事故をきっかけで、今回のこの条例改正と理解をしております。

内容につきましては、御説明いただいたように、子供たちの安全のための条例改正であります。保護者に代わり、さらなる安全と行き届いたサービスに努力されることを期待して賛成といたします。

○委員長（畑尻宣長） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第9号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（畑尻宣長） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案「岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について御質疑はありませんか。

中根委員。

○委員（中根武彦） 第10号議案についての概要説明をお願いいたします。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の

基準に関する条例の一部改正につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例で定める基準を整理するもので、先ほど御説明いたしました第9号議案と同様に、幼保連携型認定こども園に配置しなければならない保育教諭の人数について、1人に限り看護師等をもって代えることができるものとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 近藤委員。

○委員（近藤敏浩） それでは、梅園こども園に看護師が1人配置されておりますが、その配置理由と今回の改正との関連についてお聞かせください。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 梅園こども園に配置されている看護師については、梅園こども園で実施しております医療的ケア児の導尿や鼻空吸引に対応するために配置している看護師でございます。このため、今回の改正に関連する配置とはなっておりません。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 近藤委員。

○委員（近藤敏浩） この条例改正によって、今後、公立こども園において保育教諭に代えて看護師を充てることについての考え方をお聞かせください。

○委員長（畑尻宣長） 保育課長。

○保育課長（大須賀秀樹） 今回の改正により、当面の間は保育教諭に代えて1人に限り看護師等の配置を可能とするものですが、あくまで配置の基本は保育教諭として対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

近藤委員。

○委員（近藤敏浩） ただいま議題となっております

ます第10号議案「岡崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、チャレンジ岡崎を代表して意見を申し上げます。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の数においてや条例で定める本市独自の基準を前提として適用されるよう、必要な読替えも行った上、条例で定める当該基準を整理するものです。

現在、本市の幼保連携型認定こども園において、設備に関しては送迎バスを運用しているところはなく、また直ちに職員に代わって看護師等で配置基準を満たす状況ではないが、条例で定める当該基準を整理する必要があると考え、賛成の意見といたします。

○委員長（畑尻宣長） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第10号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（畑尻宣長） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案「岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件について御質疑はありますか。

磯部委員。

○委員（磯部亮次） 1点だけ、今回の改正内容についてお聞かせください。

○委員長（畑尻宣長） 教育政策課長。

○教育委員会事務局教育政策課長（田中典子）

本議案は、岡崎市市費負担教員に適用される給料表の改正となります。

愛知県におきましては、令和4年10月11日付で、愛知県人事委員会より職員の給与等に関する報告及び勧告があり、令和4年12月愛知県定例会議に

において給料表などの改定が行われました。

本市の市費負担教員の給料表は、愛知県が任用している講師、教諭の給料表に準拠して制定していることから、愛知県の改正に準じて改正するものでございます。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 三宅委員。

○委員（三宅健司） まず、今後32人学級を進めていく中で優秀な人材の確保が第一に考えなければならないことだと思います。県と同等の給与水準ということではなくて、県を上回る市独自の給与水準の必要性もあると考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○委員長（畑尻宣長） 教育政策課長。

○教育委員会事務局教育政策課長（田中典子）

今回の改正は、愛知県人事委員会の勧告に伴い給料表の改正を行うものですが、手当の部分で地域手当が岡崎市の水準となりますので、その分県を上回る給料月額となっております。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 三宅委員。

○委員（三宅健司） もう1点お願いします。

今年度、岡崎市30人学級実施検討会議というのが開催されておと思いますが、その内容についてどんなものだったのか、また今回の給与水準についても触れられているのかどうか、この報告に対して教育委員会のお考え、受け止め方はどんなものであるのか、お聞かせをください。

○委員長（畑尻宣長） 教育政策課長。

○教育委員会事務局教育政策課長（田中典子）

岡崎市30人学級実施検討会議は、令和2年12月から令和4年3月にかけて、計6回の会議を実施いたしました。

本市独自の少人数学級の在り方について、目指す教育の姿、教員確保の方策、教室の環境整備等多面的に検討を行い、給与水準につきましても教員確保方策に関連して検討をされました。

こうした検討の結果は、岡崎市30人学級実施検討会議報告書としてまとめられ、岡崎市32人学級プロジェクトの提言として教育長に提出されまし

た。

教育長をはじめ教育委員会としましても、熱心に討論していただいた報告書を受けまして、本市の独自性の表れた未来指向型の建設的な御意見を頂いたと受け止めております。

様々な課題はありますが、令和5年からの小学校32人学級実施に向け、本市独自の教員採用試験の実施や教室等環境整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（畑尻宣長） 御質疑は終わりました。

本件について賛否の御意見の陳述をお願いします。

三宅委員。

○委員（三宅健司） 第13号議案「岡崎市市費負担教員の給与等の特例に関する条例の一部改正について」、民政クラブの意見を申し上げます。

本条例は、愛知県の条例改正に伴う本市の条例改正をするものでした。給与の条件につきましては、本市で働きたいと思っていただく要素の一つであります。質疑の中で、地域手当が岡崎市の中随となることから、その分県を上回る給与月額となるというふうな御答弁をいただきました。今後、32人学級を本格的に進めていく上で、優秀な人材に来ていただくためにも、給与条件もしっかりとアピールしていただくことをお願いして、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員長（畑尻宣長） 御意見の陳述は終わりました。

これより採決を行います。

お諮りします。

ただいま議題の第13号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（畑尻宣長） 挙手全員。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案及び送付された陳情の審査は終了しました。

○委員長（畑尻宣長） 次に、閉会中継続調査事件の申出についてを議題とします。

お諮りします。

本委員会の所管事項のうち、お手元に配付の件について、委員会として閉会中も継続して調査したい旨の申出をしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（畑尻宣長） 御異議はなしと認めます。よってそのように決定しました。

文教経済委員会閉会中継続調査申出事件

- 1 文化振興及び芸術について
- 2 スポーツについて
- 3 男女共同参画について
- 4 国際交流について
- 5 生涯学習について
- 6 子育て支援について
- 7 商業及び工業について
- 8 観光について
- 9 農業について
- 10 農地整備について
- 11 林業について
- 12 中山間地域政策について
- 13 教育について
- 14 陳情の審査について

○委員長（畑尻宣長） 山本副市長から発言の申出があります。

山本副市長。

○副市長（山本公德） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま本委員会に付託されました全ての議案につきまして、可決すべきものと決していただきまして、誠にありがとうございました。

審議の過程で賜りました御指摘等につきましては、事務事業執行の際、十分に参考にしてまいりたいと思っております。

本日は誠にありがとうございました。

○委員長（畑尻宣長） お諮りします。

委員会条例第38条による条項、字句、数字、その他の整理及び第39条による委員会報告書の作成は、委員長に委任されたいと思います。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（畑尻宣長） 御異議はなしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理及び委員会報告書の作成は、委員長に委任されました。

本日審査すべき事件は全て終了しました。

委員並びに副市長をはじめ関係職員の御協力ありがとうございました。

これにて文教経済委員会を閉会します。

午後3時13分散会

岡崎市議会委員会条例第72条の規定により、ここに記名押印する。

委員長 畑 尻 宣 長